

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和元年十月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第十八号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十七年徳島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、同条第四項中「若しくは失職し」を削る。

第十一条の二第二項第二号中「(同法第十六条第一号に該当して失職した職員を除く。)」を削り、同項第三号及び第四号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第十一条の四第一項中「若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、同条第二項第一号中「若しくは失職し」を削る。

第十二条第四項中「の定める」を「で定める」に、「従い」を「より」に改め、同条第六項中「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、「当該各項の」を「それぞれ第二項又は第四項の規定の」に改める。

(徳島県学校職員給与条例の一部改正)

第二条 徳島県学校職員給与条例(昭和二十七年徳島県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、同条第四項中「若しくは失職し」を削る。

第十五条の二第二項第二号中「(同法第十六条第一号に該当して失職した学校職員を除く。)」を削り、同項第三号及び第四号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第十五条の二の三第一項中「若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、同条第二項第一号中「若しくは失職し」を削る。

第十六条第四項中「の定める」を「で定める」に、「従い」を「より」に改め、同条第五項中「定が」を「定めが」に、「前四項」を「前各項」に、「外、」を「ほか、」に改め、同条第六項中「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、「当該各項の」を「それぞれ第二項又は第四項の規定の」に改める。

(職員の旅費に関する条例の一部改正)

第三条 職員の旅費に関する条例(昭和二十七年徳島県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「第十六条第二号、第三号及び第五号」を「第十六条第一号、第二号及び第四号」に改める。

(職員の退職手当に関する条例等の一部改正)

第四条 次に掲げる条例の規定中「(同法第十六条第一号に該当する場合を除く。)」を削る。

一 職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年徳島県条例第三号)第十二条第一項第二号

二 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年徳島県条例第六十六号)第十六条第二項第二号

三 病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成十六年徳島県条例第六十五号)第二十一条第二項第二号

(徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部改正)

第五条 徳島県地方警察職員の給与に関する条例(昭和二十九年徳島県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、同条第四項中「若しくは失職し」を削る。

第十八条の二第二項第二号中「(同法第十六条第一号に該当して失職した警察職員を除く。)」を削り、同項第三号及び第四号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第十八条の四第一項中「若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、同条第二項第一号中「若しくは失職し」を削る。

第十九条第四項中「の定める」を「で定める」に、「従い」を「より」に改め、同条第五項中「定が」を「定めが」に、「外、」を「ほか、」に改め、同条第六項中「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、「当該各項の」を「それぞれ第二項又は第四項の規定の」に改める。

(技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第六条 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和三十一年徳島県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第九条及び第九条の二中「若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し」を削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年十二月十四日から施行する。

(職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第三十七号)第四十四条の規定による改正前の地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「旧法」という。)第十六条第一号に該当して旧法第二十八条第四項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第十一条第一項及び第四項、第十一条の二第二項第二号(同条例第十一条の四第五項及び第十二条第七項において準用する場合を含む。)、第十一条の四第一項及び第二項第一号並びに第十二条第六項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(徳島県学校職員給与条例の一部改正に伴う経過措置)

3 施行日前に旧法第十六条第一号に該当して旧法第二十八条第四項の規定により失職した学校職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、第二条の規定による改正後の徳島県学校職員給与条例第十五条第一項及び第四項、第十五条の二第二項第二号(同条例第十五条の二の三第五項及び第十六条第七項において準用する場合を含む。)、第十五条の二の三第一項及び第二項第一号並びに第十六条第六項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 施行日前に旧法第十六条第一号に該当して旧法第二十八条第四項の規定により失職した警察職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、第五条の規定による改正後の徳島県地方警察職員の給与に関する条例第十八条第一項及び第四項、第十八条の二第二項第二号(同条例第十八条の四第五項及び第十九条第七項において準用する場合を含む。)、第十八条の四第一項及び第二項第一号並びに第十九条第六項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

5 施行日前に旧法第十六条第一号に該当して旧法第二十八条第四項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、第六条の規定

による改正後の技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例第九条及び第九条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。